

第91回障害者部会での各委員の発言概要①

【相談支援専門員の役割について】

- 相談支援専門員の役割は障害当事者のエンパワメントをしないといけない。当事者が自分の意見を表に出せるか、それを支援することが役割。
- 計画相談支援を行うことが相談支援専門員の役割ではない。計画相談支援は障害者を管理するものとなっている。障害当事者自身が自分にとって必要なサービス量について言えるようにしていくことが相談支援専門員の役割。基本相談支援には報酬がついていない。エンパワメントにも報酬をつけるべき。
- （障害福祉サービスユーザーの意見として）相談支援専門員は当事者に理解しやすい情報を提供、表面的な情報だけではなく各事業所のサービスの質についての情報提供、定期的なモニタリングを通して当事者の思いに応じた必要な支援の調整などの大きな役割を担っていると考えている。
- 相談支援専門員の量の確保から、質の確保へ議論が移ってきた議論の中で、（これまでも）エンパワメントは重要なキーワードとなっていた。

【カリキュラムの内容について】

- 現場で障害者とどれだけ向き合って、一つひとつ議論をしていけるかにより、障害者のエンパワメントを高めるかが相談支援専門員の役割。そのような議論が抜け落ちている中で、根本的な見直しを図る必要があるのではと考える。
- これまでの研修はケアマネジメント技法の普及に重きが置かれてきたが、現行のカリキュラムではこれまで不足していると言われてきたエンパワメントや地域づくりの知識や技術を獲得する必要があるので、早急にかリキュラム改定を行う必要がある。
- 相談支援専門員を増やすこととともに、初任者研修からしっかりとした研修でノウハウを身につけてもらいたい。
- 知的障害者は自身で発言したり思いを伝えるのが難しい。相談支援専門員のスキルが上がらないと当事者からの思いが伝わらないため、着実に早急な研修制度の改正を求める。

【カリキュラムの時間数について】

- 初任者研修31.5時間を障害当事者が受講するのは厳しい。さらに42.5時間になるということは障害当事者が相談支援専門員になる道を閉ざすことになる。
- 時間数を伸ばしたから質が向上するとは思えない。
- すでに、現状の告示を超えた日数で研修を実施している地域もある。その中で特段障害当事者の受講に支障を来している事例はきいていない。
- 新たな相談支援専門員の法定研修もこれまで不足していた部分を積み上げてきた結果だと考える。時間数検討だけではなく、研修の質が下がらないように、ユーザーが困らないようにしていただきたい。
- これまでのカリキュラムでは、内容を理解するためには時間数が足りないと感じている。

第91回障害者部会での各委員の発言概要②

【障害当事者の受講への配慮について】

- ・ 移動が困難な障害当事者が受講しやすいような配慮について検討してほしい。
- ・ 障害当事者が受講する場合は、その特性に合わせてた配慮を行うことは必要。
- ・ 今回のカリキュラムにはインターバルが設けられているので、体力的な負担への軽減となるのではないかな。

【セルフプランについて】

- ・ 相談支援専門員の役割は、セルフケアプランを支援するのが役割。本人を主体として当事者の声をベースにしたプランを作るためには、研修に時間がかかるのは仕方がない。本来、更に多くの時間を要すると思っていたが、現実的な時間数として議論した結果が、新たなカリキュラムの内容である。
- ・ セルフプランではなく、客観的な視点でのプラン作成も行ってもらうことを相談支援専門員には期待している。
- ・ 知的障害者の視点から見ると、セルフプランの現状は親が作っている場合が多く、今の本人の状態だけを見て、将来的な生活を見据えたプラン作りとなっていない。

【議論の経過について】

- ・ 厚生労働科学研究の委員に障害当事者が入っていない。障害当事者の意見が反映されていない。
- ・ 相談支援専門員の研修制度は2019年度から実施するべき。相談支援事業者の質の向上が求められているなかで、3月の障害者部会で厚労省からの提案に対して了解した経緯を重ねてきている。
- ・ この議論は突如として巻き起こったことではなく、これまでの理論や実践の積み重ねの結果が新たなカリキュラムである。
- ・ 厚労科研の委員に障害当事者が入っていないことは配慮に欠けていた。
- ・ 全国に新たなカリキュラムによる研修実施を待っている人がいること、カリキュラム改定に賛成している当事者団体もある。
- ・ 実施して課題があるのであれば、再度議論すれば良い。延期する十分な理由はない。